

東白川村農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、東白川村農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

東白川村農業委員会 会長 今井俊郎

記

1 遊休農地の解消について

(1) 単年度解消目標面積 1.0ha

【目標設定の考え方】

平成29年度から平成33年度の5年間で、遊休農地を5.0ha解消することを目標とする。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

農地パトロール、農地利用意向調査の実施の徹底及び農地中間管理機構との調整に努める。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 単年度集積目標面積 20.0ha

【目標設定の考え方】

平成29年度から平成33年度の5年間で、農地を担い手へ100.0ha集積することを目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

出し手、受け手となる農業者の意向把握・確認及び農地中間管理機構との調整に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 単年度新規参入目標件数 1 経営体

【目標設定の考え方】

過去3年間の新規参入経営体の平均に1を加えた件数を、新規参入促進の目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

新規参入者に対する就農支援体制を整備し包括的な相談実施に努める。

4 この指針の推進を確実なものとするため、必要な見直しに努めることとする。

1 担い手への農地集積・集約化について

(1) 平成29年度の目標144ha増(うち新規集積72ha)

・H28.12月末集積面積2,440ha+144ha＝・H29.12月末集積目標面積2,584ha

(2) 推進の方法

各地区の人・農地プランの見直し時に積極的に参加し、地域の実情を踏まえた意見を述べるとともに、農地中間管理事業の積極的な活用の推進を図る。

2 耕作放棄地の発生防止・解消について ～遊休農地の発生防止・解消～

(1) 平成29年度の目標

- ・耕作放棄地の農地・非農地判断171ha
- ・遊休農地農地利用状況調査に基づき随時判断

(2) 推進の方法

農地利用状況調査を実施し、必要に応じ別途行う利用意向調査に基づき、相談・指導を行う。

3 新規参入の促進について

(1) 平成29年度の目標3人(新規就農・就業者)

(2) 推進の方法

関係機関の情報共有のための、新規就農者カードを随時利用し、連携を密にする。
連携会議を年2回以上、就農希望者への相談会は、適宜行う。

4 この指針は、毎年度見直しすることを原則とする。